

港区介護保険条例の一部を改正する条例

本案は、第9期港区介護保険事業計画に基づき、保険料を改定するものです。

【条例改正の背景】

区は、介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年ごとに介護保険事業計画を定める必要があります。

令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期港区介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料等を改定するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

保険料の所得段階区分を現行の17段階から19段階とするとともに、保険料を引き上げます。

【施行期日】

令和6年4月1日